

## 臨時株主総会招集のための基準日設定公告

平成 27 年 11 月 27 日

株主各位

千葉県松戸市常盤平陣屋前 3 番地の 21 号  
株式会社新東京グループ  
代表取締役 吉野 勝秀

当社は、平成 28 年 1 月中に開催予定の臨時株主総会において、議決権を行使することができる株主を確定するため、平成 27 年 12 月 12 日（土）を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、議決権を行使することができる株主といたします。

以上